

令和 2 年度
田野畑村教育行政方針

令和 2 年 3 月 6 日
田野畑村教育委員会

令和 2 年度 田野畑村教育行政方針

(令和 2 年 田野畑村議会 3 月定例会の開会にあたり、令和 2 年度の教育行政方針について申し上げます。)

1 教育行政の基本方針

教育基本法や学校教育法等などの教育関連法規や、学習指導要領、県教育委員会の教育行政方針、村政運営方針などに沿いながら、本村教育の振興のために、次に掲げる基本方針や重点施策により、「学校教育の充実」、「社会教育の推進」、「社会体育の推進」、「文化の振興」に取り組みます。

子どもたちが自立した社会人として必要な「生きる力」を身に付けさせるために「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む取り組みを推進します。

社会教育や社会体育において、村民のニーズに応じた事業を推進し、村民の学びと健康と生きがいをいづくりに努めます。

(以上の基本方針を踏まえ、令和 2 年度の重点施策について申し上げます。)

2 重点施策

(1) 学校教育の充実

「確かな学力」を育む教育の推進のため、村標準学力検査を小中学校全学年で実施・分析し、指導改善を図ります。

小中学校に整備した ICT 教育環境を活用し、児童生徒が意欲的に学習に取り組めるよう授業改善に努めるとともに、事務の効率化を図ります。

中学生の海外派遣研修を実施し、国際性、積極性を高め、異文化理解を深めます。

「豊かな心」を育む教育の推進のため、学習指導要領において特別の教科と位置づけられた道徳科を要とした道徳教育の充実に取り組むとともに、関係団体と連携し、読書活動を推進します。

「健やかな体」を育む教育の推進のため、学校体育を充実するとともに部活動やスポーツ少年団活動の場を提供します。

小中学校 9 年間を見通し、人間としての成長や学びの連続性を重視した小中連携教育の研究や実践を、家庭、地域とも連携し推進します。

特別支援教育については、児童生徒の自立や社会参加に必要な力を育むため、特別支援教育支援員を配置します。

不登校やいじめをなくすため、児童生徒一人一人を大切にした教育を行います。

児童生徒の心を理解し、よりよい学級経営を行うために、小中学校全学年で Q-U 検査を実施しながら、児童生徒の心のケアを図ります。

教育の機会均等のため、就学援助や奨学金の貸与を行います。

児童生徒が安心安全で快適に学べるよう、学校施設の適正な管理に努めます。

(2) 社会教育の推進

各種社会教育事業や生涯学習の事業を村民のニーズに応じて、計画的な取り組みを行います。

全県共通課題と推進区ごとに基づいた教育振興運動の活発化を図るため、推進区ごとの体制の整備と相互の交流を深め、取り組みの発表の場及び研修の場である「田野畑村教育のつどい」を開催します。

地域や家庭の教育力の充実・向上のため、家庭教育学級を開催し、児童生徒の基本的な生活習慣の確立を目指します。

友好都市である埼玉県深谷市や青森県藤崎町との小学生交流事業を実施し、児童の交流を深めます。

(3) 社会体育の推進

推進体制の充実のため、村体育協会、スポーツ推進委員、各種団体と連携を図り、スポーツ教室や大会を企画し、村民のスポーツ活動を推進し、村民の健康と生きがいに積極的に取り組みます。

体育施設の適正な維持・管理に努め、利用者の利便性の向上に努めます。

(4) 文化の振興

村民文化展や青少年劇場を開催し、村民や児童生徒の芸術文化活動の振興を図ります。

芸術文化活動の振興のため、村芸術文化協会や郷土芸能伝承団体及び各種サークルの支援を行います。

県指定、村指定の貴重な文化財を後世に伝えていくため、適正な保存と学習への活用に努めます。

(以上、令和2年度の教育行政方針について申し上げます。)

「村づくり」の根本は「人づくり」であり、「人づくり」の基礎となるものが「教育」であり、終わることのない継続的な取り組みが求められていると、強く認識しています。

そのため、子どもたちはもとより村民挙げてより一層「教育」に取り組めるよう、田野畑村の教育行政に取り組んで参ります。

(議員各位と村民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。)